

## 令和8年度（令和7年分）給与支払報告書（総括表）

(あて先)みやこ町長 年 月 日 提出

個人番号又は法人番号							特別徴収義務者指定番号		
フリガナ									
名称(氏名)							事業種目		
フリガナ							受給者総人數	人	
みやこ町提出用							みやこ町への報告人員	人	
屋号							特別徴収 (6月から貴社で給与引去できる方)	人	
フリガナ							普通徴収 (退職者又は退職予定者)	人	
所在地(住所)							普通徴収 (退職者を除く給与引去できない方)	人	
代表者職・氏名							合計	人	
みやこ町から問い合わせに対する方の所属・氏名・電話番号	課	係	※普通徴収となる受給者がいる場合は、「普通徴収申請書」の提出が必要となります。						
氏名			名称の変更	有・無					
( )	-	内線	番	所在地の変更	有・無				
今回提出分のうち、前職・他社分等の給与を合算して年末調整している方の報告書がありますか。（どちらか選んでください）									
ある <input type="radio"/> なし <input type="radio"/>									
(該当者の摘要欄に前職分を必ず記載してください)									
※町事務処理欄									

## 【重 要】

平成29年度から、福岡県内全市町村が、特別徴収の推進強化に取り組んでいるため、**右のAからFのいずれかの理由に該当する場合のみ普通徴収にしておきます。普通徴収にする場合は、必ず普通徴収申請書を提出してください。**

## 【提出期限】

提出期限は**令和8年2月2日**です。できるだけ早めのご提出をお願いいたします。なお、書面で提出する場合、給与支払報告書（総括表）、普通徴収申請書（該当がある場合のみ）と給与支払報告書（個人別明細書）は、併せてご提出ください。

※ みやこ町に提出すべき給与支払報告書（個人別明細書）がない場合、総括表等の提出は不要です。

## 【提出先】

〒824-0892

福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地  
みやこ町役場 税務課 住民税係

へ、ご郵送またはご持参ください。

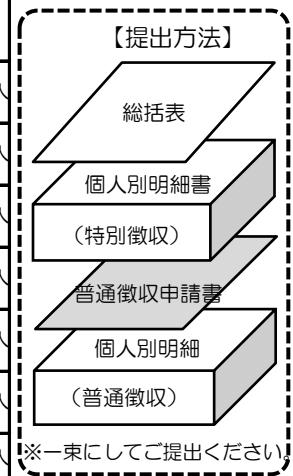
## 普通徴収申請書（福岡県内市町村用） 指定番号

## みやこ町長宛

事業主名

この申請書以降の者は、以下の理由により特別徴収できないため、普通徴収として申請します。

略号	理 由	人 数
A	退職者又は退職予定者（5月末まで）	人
B	給与の支払いがない月がある者	人
C	年間の給与の支払金額が1,030,000円以下の者	人
D	他の事業主から特別徴収されている者（乙欄該当者）	人
E	事業専従者（事業主が個人の場合のみ該当）	人
F	給与受給者総数が2人以下 ※全従業員数からA～Eの該当者を除く人数	人
普通徴収申請書 合計人數		人



## ○普通徴収申請書の記載要領

## 【給与支払報告書を書面で提出する場合】

- 普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の摘要欄に、上記略号のA～Fを記載してください。なお、略号Aのうち退職者、Dの乙欄該当者については、略号の記載を省略することもできます。
- 普通徴収申請書の提出がない場合、特別徴収となります。

## 【給与支払報告書をeLTAXや光ディスクで提出する場合】

- 普通徴収を申請する従業員の方の個人別明細書の普通徴収項目にチェック（光ディスクの場合は、普通徴収のコード入力）を行い、摘要欄にも書面による提出と同様に上記略号のA～Fを入力してください。なお、略号Aのうち退職者、Dの乙欄該当者については、略号の入力を省略することもできます。
- eLTAXや光ディスクで給与支払報告書を提出する場合、この申請書の提出は不要です。ただし、上記③の入力がない場合、書面での提出と同様に特別徴収となります。

## 【共通事項】

- 申請要件に該当する従業員の方であっても、特別徴収することができる場合は申請の必要はありません。
- F欄は、他市町村を含む全従業員数からA～Eに該当する従業員数（他市町村を含む）を除いた人数が2人以下の場合、申請ができます。ただし、人数はこの申請書を提出する市町村に居住する従業員数を記載してください。
- 一人の従業員の方が複数の項目に該当する場合は、略号の上位の項目一つで申請してください。

※市町村により様式等が異なりますので、提出の際は各市町村ホームページ等でご確認ください。